

海外旅行傷害保険のあらまし(保険責任期間:最長90日)

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
傷害	死亡・後遺障害	被保険者(保険の対象となる方)が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもつて限度とします。
	治療費用	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。 ①責任期間中または責任終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限りません。 ②責任期間中に感染した特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、頸口炎、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候群出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバーゲル熱、レブトスピラ症)のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。
疾病治療費用	死亡・後遺障害	死亡されたとき……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が……死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもつて限度とします。
	治療費用	300万円を限度とし、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払います。 ①医師による治療費、手術費、入院費 ②緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ③義手、義足の修理費(傷害治療費用のみ) ④治療により必要な旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用(5万円限度)等 (1事故について20万円限度) (注)社会保険等の公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
賠償責任	死亡・後遺障害	3,000万円を限度として損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。 (注)損害賠償金額および費用の合計金額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 (注)示談交渉サービスはありません。
	治療費用	1つ(1組または1対)あたり10万円(航空券・乗車券等の損害については5万円)を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、バスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 (注)お支払いする保険金の総額は、30万円を保険期間中の限度とします。 (注)修理費および再調達にかかる費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
携行品損害	死亡・後遺障害	200万円を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費(救援者3名まで) ③現地および現地までのホテル客室料(救援者3名かつ1名については14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(100万円限度) ⑥救援者の渡航手続費用および現地での諸経費(20万円限度) (注)救援者とは捜索、看護、事故処理を行ったために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。
	治療費用	1回の到着機の遅延について、下記費用の実費を5万円限度としてお支払いします。 ①宿泊費と食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ②旅行サービスについて、取消料、遅延料、旅行業者取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うこととなる費用。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
航空機遅延費用	乗継遅延費用	航空機を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ地点までの到着機の遅延によって搭乗する予定だった航空機に搭乗することができます、到着機の実際の到着時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗することができたとき。 1回の到着機の遅延について、下記費用の実費を5万円限度としてお支払いします。 ①宿泊費と食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ②旅行サービスについて、取消料、遅延料、旅行業者取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うこととなる費用。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
傷害	出発遅延、欠航、搭乗不能費用	搭乗する予定だった航空機について、出発予定期刻から4時間以上の出発遅延や航空機の欠航などで搭乗することができず、出発予定期刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗できなかったとき。 1回の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について、下記費用の実費を3万円限度としてお支払いします。 (以下、前記の「乗継遅延費用」と同様)
	航空機遅延費用等	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから6時間以内に運搬されなかつたために、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。 1回の寄託手荷物の遅延について、下記の購入費用を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品の購入費用、貸与費用。
疾病治療費用	寄託手荷物遅延	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから48時間以内に運搬されなかつた場合、手荷物は紛失したものとみなし、到着後96時間以内に、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。 1回の寄託手荷物の紛失について、下記購入費用を10万円限度としてお支払いします。 (以下は、上記の「寄託手荷物遅延」と同様)
	寄託手荷物紛失	(注)「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間でかつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から最長90日間が保険期間です。 (注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に保険金を支払います。 (注)ご出発前に特別な手続きは必要ありません。 (注)事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパン日本興亜へご連絡ください。

国内旅行傷害保険のあらまし

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	死亡されたとき……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
	後遺障害が生じた場合……後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払い致します。	後遺障害が生じた場合……後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払い致します。
入院・手術・通院	入院の場合…5,000円(日額) 通院の場合…3,000円(日額) 手術の場合…5,000円×(手術の種類により10倍~40倍)	入院の場合…5,000円(日額) 通院の場合…3,000円(日額) 手術の場合…5,000円×(手術の種類により10倍~40倍)
	(注)入院保険金および通院保険金は、事故日を含めて10日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象となりません。	(注)入院保険金および通院保険金は、事故日を含めて10日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象となりません。

被保険者が責任期間中に①事故により遭難(行方不明を含みます)されたとき。	200万円を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費(救援者3名まで) ③現地および現地までのホテル客室料(救援者3名かつ1名については14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(100万円限度) ⑥救援者の渡航手続費用および現地での諸経費(20万円限度)
②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	(注)救援者とは捜索、看護、事故処理を行ったために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。
③病気により死亡されたとき。	
④病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	

航空機を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ地点までの到着機の遅延によって搭乗する予定だった航空機に搭乗することができます、到着機の実際の到着時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗することができたとき。

1回の到着機の遅延について、下記費用の実費を5万円限度としてお支払いします。

①宿泊費と食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。

②旅行サービスについて、取消料、遅延料、旅行業者取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うこととなる費用。

※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。
セゾンゴールド・アメリカン・エキスプレス・カード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■日本国内からのご連絡先(国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります)
損保ジャパン日本興亜事故受付デスク
(24時間受付、年中無休)

0120-130-242 018-888-9299

■海外メディカルヘルplineお問い合わせ先

ケガ・病気などでお困りのとき、電話1本で医療・緊急手配サービスを行います。
(24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ・グアム サイパン	1800-366-1572 (無料電話)	ロサンゼルス オフィス
無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	949-437-9632 (1)949-437-9632	

中国	電話番号	オフィス
中国(香港・マカオを除く)	800-820-8775 (無料電話)	上海オフィス
中国国内から	021-6841-2029	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	1800-233-2203 (無料電話)	アメリカ センター
メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	0800-892-1256 (無料電話)	アメリカ センター
無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	804-673-1144 (1)804-673-1144	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	800-233-2203 (無料電話)	アメリカ センター
メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	0800-892-1256 (無料電話)	アメリカ センター
無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	804-673-1144 (1)804-673-1144	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	800-233-2203 (無料電話)	アメリカ センター
メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	0800-892-1256 (無料電話)	アメリカ センター
メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	0800-892-1256 (無料電話)	アメリカ センター
メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	0800-892-1256 (無料電話)	アメリカ センター
メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	0800-892-1256 (無料電話)	アメリカ センター
メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	0800-892-1256 (無料電話)	アメリカ センター
メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	0800-892-1256 (無料電話)	アメリカ センター
メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	0800-892-1256 (無料電話)	アメリカ センター
メキシコ	001-855-835-2	